

千葉県文書館管理運営規則の改正について

1 改正の理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき同年12月に作成された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って令和6年6月までに規制・制度の見直しを行うこととしており、各自治体においてもアナログ規制の見直しを積極的に取り組むように要請している。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、千葉県文書館を休館しようとする際の周知方法について、インターネットを利用する方法を追加するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

第4条第2項関係

館長は、規定により文書館を休館しようとするときは、その旨を利用者の見やすい場所に「掲示しなければならない」を、「掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない」に改正する。

3 施行日

令和7年4月1日